

西宮市水道事業給水条例

[1] [3]

(昭和33年12月23日)

(西宮市条例第33号)

沿革

昭和39年3月31日 条例60号 [1]
昭和40年3月31日 条例28号 [2]
昭和41年12月24日 条例44号 [3]
昭和43年3月29日 条例58号 [4]
昭和46年3月23日 条例63号 [5]
昭和51年3月31日 条例69号 [6]
昭和56年3月31日 条例39号 [7]
昭和58年12月28日 条例17号 [8]
平成元年12月26日 条例21号 [9]
平成6年3月29日 条例41号 [10]
平成9年3月27日 条例25号 [11]
平成9年12月25日 条例14号 [12]
平成12年3月30日 条例37号 [13]
平成12年12月27日 条例16号 [14]
平成14年12月25日 条例16号 [15]
平成18年9月19日 条例12号 [16]
平成19年9月27日 条例8号 [17]
平成21年12月25日 条例20号 [18]
平成25年12月27日 条例37号 [19]
平成25年12月27日 条例39号 [20]
平成28年3月28日 条例45号 [21]
平成29年3月29日 条例41号 [22]
平成31年3月26日 条例51号 [23]
令和元年7月12日 条例11号 [24]
令和元年9月25日 条例30号 [25]

目次

- 第1章 総則 (第1条—第4条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用 (第5条—第13条)
- 第3章 給水 (第14条—第23条)
 - 第3章の2 地下水等利用専用水道及び地下水等利用特設水道 (第23条の2)
 - 第3章の3 貯水槽水道 (第23条の3・第23条の4)
- 第4章 料金及び手数料 (第24条—第32条)

第5章 管理（第33条—第38条）

第6章 補則（第39条）

附 則

[16] [18] [22]

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、西宮市水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定める。[1] [3]

第2条 削除 [7]

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。[20]

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸若しくは2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

[12]

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込）

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下次条、第10条及び第37条において同じ。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。[12] [14]

（新設等の費用負担）

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。[12]

（分担金）[15]

第6条の2 管理者は、給水装置（管理者の認めた期限のある工事用若しくは臨時用の給水装置又は私設消火栓を除く。）の新設又は改造（水道メーター（以下「メーター」という。）の口径を増径するものに限る。次項及び第3項において同じ。）の申込者から分担金を徴収する。[2] [7] [15]

2 前項の分担金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 新設の申込みに係る分担金 新設の申込みに係る戸数（宅地の区画数を含む。）を別表第1新設の申込みに係る戸数の欄に掲げる戸数に区分し、当該区分した戸数にそれぞれの区分に応じて同表1戸当たりの分担金の欄に定める金額を乗じて得た額の合計額
- (2) 改造の申込みに係る分担金 改造後の戸数を新設の申込みに係る戸数とみなして前号の規定により算出した額から改造前の戸数を新設の申込みに係る戸数とみなして同号の規定により算出した

額を差し引いた額

[15][17][19][23]

3 前項の場合において、新設し、又は改造しようとする給水装置が専ら居住の用に供する住宅（宅地の区画を含む。以下「専用住宅」という。）以外のもの（以下「事業所等」という。）に係るものであるとき又は口径が20ミリメートルを超えるメーター（各戸に設置するメーターをいう。第3号において同じ。）を設置する専用住宅に係るものであるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を前項の申込みに係る戸数とする。

(1) 専ら居住の用に供する部分（以下「住居部分」という。）とこれ以外の用途に供する部分に併用する事業所等 当該事業所等における住居部分の数に、当該事業所等における住居部分以外の部分の予定水量について別表第2に掲げる予定水量の欄の区分に応じ、同表換算戸数の欄に定める数を加えた数

(2) 専ら居住の用以外の用途に供する事業所等 当該事業所等における予定水量について別表第2に掲げる予定水量の欄の区分に応じ、同表換算戸数の欄に定める数

(3) 口径が20ミリメートルを超えるメーターを設置する専用住宅 当該専用住宅における予定水量について別表第2に掲げる予定水量の欄の区分に応じ、同表換算戸数の欄に定める数

[15]

4 前3項の規定にかかわらず、受水槽から給水栓までの装置を新設し、又は改造する場合及び一のメーターを2世帯以上で使用する場合の分担金については、別に定める基準により徴収する。[15]

5 前各項に定めるもののほか、給水の困難な区域において給水のために特別の施設を設置する場合その他管理者が特に費用を必要とする場合は、その費用の全部又は一部を特別分担金として徴収することができる。[15]

6 分担金は、前納しなければならない。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。[15]

7 既納の分担金は、還付しない。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。[15]

（工事の施行）

第7条 給水装置の工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。[7][12]

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。以下同じ。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。この場合において、当該給水装置の工事のうち、配水管に給水管を取り付ける工事、配水管から給水管を撤去する工事又は取付口からメーターまでの工事については、当該工事の施行時に管理者の立会いを受けなければならない。[7][12][15]

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該管理者が工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。[7][12]

（給水管及び給水用具の指定）[12]

第7条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、損傷した給水装置の復旧を迅速かつ適切に行うため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に使用する給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。[12]

[15]

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。[12][1

5]

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込の拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。[12]

(工事費の算出方法)

第8条 管理者が施行する給水装置の工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第9条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によつて算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゆん工後に清算する。

(工事費の分納の特例)

第10条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するもので管理者が特別の理由があると認めたものに限り、9カ月以内において分納することができる。[12]

(貸付金)

第10条の2 管理者は、赤水等の原因となる給水管を改造しようとする者に対して、別に定めるところにより、1給水装置につき300,000円以内の資金を償還期間20箇月以内において貸し付けることができる。[5][6][8][12]

(給水装置の所有権の移転の時期)

第11条 管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権の移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第12条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(貸付金の未償還の場合の措置等)

第12条の2 前2条の規定は、第10条の2の貸付金が償還されるまでの間、当該貸付金の対象となる給水装置について、準用する。[5]

(給水装置の変更等の工事)

第13条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によつて給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、そのつどこれを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても、市は、その責を負わない。

(給水契約の申込) [12]

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(メーターの設置) [15]

第18条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 [15]

2 メーターは、給水装置その他管理者が認める設備に設置し、その位置は、管理者が定める。 [22]

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者、管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）又は前条第2項に規定する設備（給水装置を除く。）の所有者に貸与する。 [8] [22]

2 前項の規定により貸与を受けた者が善良な管理者の注意を怠つたために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

[12]

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があつたとき、又はその住所に変更があつたとき。

(私設消火栓の使用) [12]

第21条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。[12]

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会を要する。[12]

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつて、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。[12]

3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第3章の2 地下水等利用専用水道及び地下水等利用特設水道 [18]

(地下水等利用専用水道等の設置に係る協議等) [18]

第23条の2 法第32条に規定する専用水道の布設工事により、地下水等利用専用水道（法第3条第6項に規定する専用水道であつて、市が供給する水と地下水その他の市が供給する水以外の水とを混合することができる構造を有するものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ管理者と協議しなければならない。[18]

2 管理者は、地下水等利用専用水道を設置し、又は設置しようとする者に対し、当該地下水等利用専用水道に係る給水装置の構造、材質その他維持管理に関し必要な指導をするものとする。[18]

3 前2項の規定は、地下水等利用特設水道（特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道であつて、市が供給する水と地下水その他の市が供給する水以外の水とを混合することができる構造を有するものをいう。）の設置について準用する。この場合において、第1項中「法第32条に規定する専用水道の布設工事により、地下水等利用専用水道（法第3条第6項に規定する専用水道であつて、市が供給する水と地下水その他の市が供給する水以外の水とを混合することができる構造を有するものをいう。以下同じ。）」とあるのは「特設水道条例第5条に規定する特設水道の布設工事により、地下水等利用特設水道」と、前項中「地下水等利用専用水道」とあるのは「地下水等利用特設水道」と読み替えるものとする。[18]

第3章の3 貯水槽水道 [15] [18]

(管理者の責務) [15]

第23条の3 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。[15] [18]

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。[15]

(設置者の責務) [15]

第23条の4 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。[15][18]

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。[15]

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第24条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。[7]

2 共用給水装置によつて水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第25条 料金は、基本料金と従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。[10][11][19][23]

2 基本料金及び従量料金は、1月につき、次のとおりとする。

(1) 基本料金

メーターの口径	基本料金
13ミリメートル	835円
20ミリメートル	955円
25ミリメートル	1,365円
30ミリメートル	3,350円
40ミリメートル	6,700円
50ミリメートル	13,500円
75ミリメートル	33,800円
100ミリメートル	51,000円
150ミリメートル	112,000円
200ミリメートル	173,000円
250ミリメートル以上	管理者が別に定める額

(2) 従量料金

用途	メーターの口径	使用水量	従量料金（1立方メートルにつき）
一般用	25ミリメートル以下の場合	10立方メートル以下の部分	14円
		10立方メートルを超え20立方メートル以下の部分	155円
		20立方メートルを超え30立方メートル以下の部分	179円
		30立方メートルを超え100立方メートル以下の部分	258円
		100立方メートルを超える部分	320円
	30ミリメートル以上の場合	20立方メートル以下の部分	155円
		20立方メートルを超え30立方メートル以下の部分	179円
		30立方メートルを超え100立方メートル以下の部分	258円
100立方メートルを超える部分		320円	
特殊用	25ミリメートル以下の場合	10立方メートル以下の部分	14円
		10立方メートルを超える部分	320円
	30ミリメートル以上の場合		320円
公衆浴場用	25ミリメートル以下の場合	10立方メートル以下の部分	14円
		10立方メートルを超える部分	83円
	30ミリメートル以上の場合		83円

[2] [4] [6] [7] [8] [9] [10] [12] [21]

3 前項の用途の適用基準については、別に管理者が定める。[4] [7] [10] [12]

4 管理者は、共同住宅及び住宅団地等において直結増圧給水が行われている場合又は貯水槽水道により給水が行われている場合並びに一のメーターを2世帯以上で使用する場合の料金の算定方法について、別に定めることができる。[4] [7] [10] [12] [15]

(特別給水)

第25条の2 前条の規定にかかわらず、消火栓からの給水（公共の消防用に使用した場合を除く。）その他給水装置を用いない方法で給水を行った場合の料金は、使用水量1立方メートルにつき700円として算定した額と当該給水のために特に要した費用の額との合計額に100分の110を乗じて

得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。〔4〕〔6〕〔7〕〔8〕
〔9〕〔10〕〔11〕〔12〕〔19〕〔23〕

（料金の算定）

第26条 管理者は、隔月定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が2箇月ごとに定めた日をいう。以下同じ。）にメーターの点検を行い、2月分の料金を算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなす。〔5〕〔7〕〔22〕

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要があるときは1月分の料金を算定することができる。〔5〕〔7〕〔22〕

3 第1項の規定にかかわらず、管理者は、やむを得ない理由があるときは、隔月定例日以外の日に点検を行うことができる。〔5〕〔22〕

4 水道の使用を開始し、又はやめたことにより、料金の算定において1月に満たない期間がある場合における当該期間に係る基本料金の額は、管理者が定めるところにより第25条第2項第1号に規定する額を日割りにより算定する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。〔22〕

5 メーターの口径又は用途に変更があつた場合における料金の算定においては、その使用日数の多い方の料率（使用日数が等しい場合にあつては、変更後の料率）を適用する。〔22〕

（使用水量及び用途の認定）

第27条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

（1）メーターに異状があつたとき。

（2）料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。

（3）使用水量が不明のとき。

（4）共用給水装置により水道を使用するとき。

（5）1のメーターで2以上の専用又は共用給水装置により水道を使用するとき。

〔22〕

（概算料金の前納）

第28条 工事その他の理由による一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込の際管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。〔22〕

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに清算する。

（料金の徴収方法）

第29条 料金は、納入通知書による納付または口座振替の方法により2カ月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。〔2〕〔6〕〔7〕〔22〕

（手数料）

第30条 手数料は、次の各号の区別により徴収する。この場合において、管理者が特別の理由があると認めるときを除き、前納しなければならない。

（1）法第16条の2第1項の指定をするとき。

1件につき10,000円

（2）法第25条の3の2第1項の指定の更新をするとき。

1件につき10,000円

(3) 給水装置の工事の設計又は第7条第2項の設計審査をするとき。

メーター又は給水管の口径	手数料（1件につき）	
	新設	改造・撤去
25ミリメートル以下	2,000円	1,000円
50ミリメートル以下	4,000円	2,000円
75ミリメートル以上	7,000円	3,500円

(4) 第7条第2項の工事検査又は立会いをするとき。

メーター又は給水管の口径	手数料（1件につき）	
	新設	改造・撤去
25ミリメートル以下	6,000円	3,000円
50ミリメートル以下	8,000円	4,000円
75ミリメートル以上	12,000円	6,000円

(5) 第21条第2項に規定する消防演習の立会いをするとき。

1回につき6,000円

(6) 第34条第2項ただし書の規定による確認をするとき。

1回につき12,000円

[2][6][7][12][15][22][24]

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第31条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。[22]

(料金等債権の放棄)[16]

第32条 管理者は、料金その他の債権で消滅時効が完成したものを放棄することができる。[16]
[22]

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第33条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)[12]

第34条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。[12][15][25]

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の工事

に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。[12][14][25]

(給水の停止)

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第8条の工事費、第10条の2の貸付金、第22条第2項の修繕費、第25条の料金、又は第30条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が正当な理由がなく、第26条のメーターの点検又は第33条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

[5][12][22]

(給水装置の切り離し)

第36条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込がないと認めたとき。

(過料)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けずに給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第18条第2項のメーターの設置、第26条のメーターの点検、第33条の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者
- (4) 第25条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

[2][12][13][14][22]

(料金を免れた者に対する過料)

第38条 市長は、詐欺その他不正の行為によつて第25条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。[13][22]

第6章 補則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和34年1月1日から施行する。

(西宮市水道使用条例の廃止)

- 2 西宮市水道使用条例(大正15年西宮市条例第5号)は、廃止する。

(経過規定)

- 3 この条例施行の際、従前の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は申込、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

付 則 (昭和39年3月31日西宮市条例第60号 [1])

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則 (昭和40年3月31日西宮市条例第28号 [2] 抄)

- 1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則 (昭和41年12月24日西宮市条例第44号 [3] 西宮市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例付則4項による改正付則抄)

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。〔以下略〕

付 則 (昭和43年3月29日西宮市条例第58号 [4])

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の西宮市水道事業給水条例第25条、第25条の2、第25条の3の規定は、昭和43年4月分として徴収する料金から適用する。

付 則 (昭和46年3月23日西宮市条例第63号 [5])

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の西宮市水道事業給水条例第26条の規定は、昭和46年10月1日から適用する。

付 則 (昭和51年3月31日西宮市条例第69号 [6])

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の西宮市水道事業給水条例第10条の2並びに第31条第1号及び第2号の規定は、昭和51年4月1日以後の給水装置工事申込分から適用する。

付 則 (昭和56年3月31日西宮市条例第39号 [7])

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の西宮市水道事業給水条例第31条第1号および第2号の規定は、昭和56年4月1日以後の給水装置工事申込分から適用する。

付 則 (昭和58年12月28日西宮市条例第17号 [8])

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の西宮市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第10条の2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申込みに係る貸付金から適用し、施行日前の申込みに係る貸付金については、なお従前の例による。

- 3 新条例第25条第1項および第2項ならびに第25条の3の規定は、施行日以後の使用に係る料金から適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

- 4 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くもの

であるときは、当該使用水量に係る料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。

付 則（平成元年12月26日西宮市条例第21号〔9〕）

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の西宮市水道事業給水条例第25条第1項及び第2項並びに第25条の3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金（以下「料金」という。）について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、当該期間の各日の使用水量を均等とみなし、日割りにより算定する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、平成2年4月又は5月において、メーター点検日（第26条の規定により、水道事業管理者が定めるメーターの点検を行う日をいう。）前に転居その他これに類する理由により料金を算定する必要があるときは、施行日を基準として第28条第2項の例により算定する。

付 則（平成6年3月29日西宮市条例第41号〔10〕）

- 1 この条例は、平成6年7月1日から施行する。
- 2 改正後の西宮市水道事業給水条例第25条第1項から第3項まで及び第25条の3の規定は、この条例施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金（以下「料金」という。）について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、当該期間の各日の使用水量を均等とみなし、日割りにより算定する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、平成6年7月又は8月において、西宮市水道事業給水条例第26条の規定により、水道事業管理者が定めるメーターの点検を行う日前に転居その他これに類する理由により料金を算定する必要があるときは、施行日を基準として同条例第28条第2項の例により算定する。

付 則（平成9年3月27日西宮市条例第25号〔11〕）

- 1 この条例は、平成9年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第25条第1項及び第3項並びに第25条の3の規定は、施行日以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 水道料金算定の基礎となる使用水量に係る使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る水道料金は、当該使用期間の各日の使用水量を均等とみなし、日割りにより算定する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、平成9年5月又は6月において、西宮市水道事業給水条例第26条に規定するメーターの点検を行う日前に転居その他これに類する理由により水道料金を算定する必要があるときは、施行日を基準として同条例第28条第2項の規定の例により算定する。

付 則（平成9年12月25日西宮市条例第14号〔12〕）

- 1 この条例は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の西宮市水道事業給水条例第7条第1項ただし書の規定に基づき管理者の指定を受けている者（次項において「旧指定給水装置工事事業者」という。）は、改正後の西宮市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第7条第1項及び第34条第2項の規定の適用については、施行日から90日間（次項の規定による届出があったときは、その届出があった時までの間）は、法第16条の2第1項の指定を受けた者とみなす。

- 3 旧指定給水装置工事事業者が、施行日から90日以内に、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号）附則第2条第2項の厚生省令で定める事項を管理者に届け出たときは、法第16条の2第1項の指定を受けた者とみなす。
- 4 前項の届出について必要な事項は、管理者が定める。
- 5 新条例第10条の2の規定は、施行日以後の申込に係る貸付金について適用し、施行日以前の申込に係る貸付金については、なお従前の例による。
- 6 新条例第25条第2項及び第25条の2の規定は、施行日以後の使用に係る水道料金（以下「料金」という。）について適用し、施行日以前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 7 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、当該期間の各日の使用水量を均等とみなし、日割りにより算定する。
- 8 前2項の規定にかかわらず、平成10年4月又は5月において、新条例第26条の規定により、管理者が定めるメーターの点検を行う日前に転居その他これに類する理由により料金を算定する必要があるときは、施行日を基準として新条例第28条第2項の例により算定する。
- 9 新条例第31条第2号及び第3号の規定は、施行日以後に承認の申込のあった給水装置の新設、改造又は撤去に係る工事の設計又は工事について適用し、施行日前に承認の申込のあった給水装置の新設、改造又は撤去に係る工事の設計又は工事については、なお従前の例による。

付 則（平成12年3月30日西宮市条例第37号〔13〕罰金及び過料の規定の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例付則4条による改正付則）

- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成12年12月27日西宮市条例第16号〔14〕中央省庁等の改革に伴う関係条例の整理に関する条例9条による改正付則）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成14年12月25日西宮市条例第16号〔15〕）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の2及び第23条の3の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成18年9月19日西宮市条例第12号〔16〕）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年9月27日西宮市条例第8号〔17〕）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の第6条の2の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る分担金について適用し、同日以前の申込みに係る分担金については、なお従前の例による。

付 則（平成21年12月25日西宮市条例第20号〔18〕）

この条例は、平成22年2月1日から施行する。

付 則（平成25年12月27日西宮市条例第37号〔19〕）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第6条の2第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る分担金について適用し、施行日前の申込みに係る分担金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給する水道水で、施行日から平成26年5月31日までの間に料金の支払を受ける権利が初めて確定されるものに係る料金については、改正後の第25条第1項及び第25条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の第25条の2の規定は、前項に規定する料金を除き、施行日以後に供給する水道水に係る料金について適用し、施行日前に供給する水道水に係る料金については、なお従前の例による。

付 則（平成25年12月27日西宮市条例第39号〔20〕西宮市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例付則15条による改正付則抄）
（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。〔以下略〕

付 則（平成28年3月28日西宮市条例第45号〔21〕）

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第25条第2項の規定は、平成28年10月1日以後に算定する料金について適用し、同日前に算定する料金については、なお従前の例による。

付 則（平成29年3月29日西宮市条例第41号〔22〕）

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第18条第2項及び第19条第1項の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日に水道の使用をやめた場合の料金の算定については、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成31年3月26日西宮市条例第51号〔23〕）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の2第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る分担金について適用し、施行日前の申込みに係る分担金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給する水道水で、施行日から平成31年11月30日までの間に料金の支払を受ける権利が初めて確定されるものに係る料金については、改正後の第25条第1項及び第25条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の第25条の2の規定は、前項に規定する料金を除き、施行日以後に供給する水道水に係る料金について適用し、施行日前に供給する水道水に係る料金については、なお従前の例による。

付 則（令和元年7月12日西宮市条例第11号〔24〕）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

付 則（令和元年9月25日西宮市条例第30号〔25〕）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第6条の2関係）

[15][17]

新設の申込みに係る戸数	1戸当たりの分担金
10戸以下の部分	75,000円
11戸以上35戸以下の部分	110,000円
36戸以上100戸以下の部分	140,000円
101戸以上200戸以下の部分	150,000円
201戸以上の部分	170,000円

別表第2（第6条の2関係）

[15]

メーターの口径（ミリメートル）	予定水量	換算戸数	
		直結直圧方式	直結直圧方式以外の方式
20	2立方メートル未満	2	1
	2立方メートル以上4立方メートル未満		2
	4立方メートル以上6立方メートル未満		3
25	6立方メートル以上8立方メートル未満	5(3)	5(3)
30	8立方メートル以上13立方メートル未満	8	10
	13立方メートル以上18立方メートル未満		15
40	18立方メートル以上26立方メートル未満	15	21
	26立方メートル以上34立方メートル未満		29
	34立方メートル以上43立方メートル未満		38
50	43立方メートル以上55立方メートル未満	29	48
	55立方メートル以上67立方メートル未満		60

	67立方メートル以上79立方メートル未満		72
75	79立方メートル以上105立方メートル未満	79	91
	105立方メートル以上131立方メートル未満		117
	131立方メートル以上157立方メートル未満		143
100	157立方メートル以上191立方メートル未満	164	173
	191立方メートル以上225立方メートル未満		207
	225立方メートル以上261立方メートル未満		242
150	261立方メートル以上330立方メートル未満	433	294
	330立方メートル以上399立方メートル未満		363
	399立方メートル以上469立方メートル未満		433
200	469立方メートル以上590立方メートル未満	770	528
	590立方メートル以上711立方メートル未満		649
	711立方メートル以上833立方メートル未満		771

備考

- 1 予定水量とは、計画1日平均給水量をいう。
- 2 ()内の数は、専用住宅(宅地の区画については、専ら居住の用に供する住宅に係るものに限る。)について適用する。
- 3 メーター口径20ミリメートル未満のものについては、換算戸数は1とする。